



Title	法文化論的にみたフランス動物法の新展開 : 一九九九年一月六日法を素材として
Author(s)	青木, 人志
Citation	一橋論叢, 122(1): 17-37
Issue Date	1999-07-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/10641
Right	

法文化論的にみたフランス動物法の新展開

— 一九九九年一月六日法を素材として —

青 木 人 志

一 はじめに

フランス人は相当なペット好きである。そして彼らが動物に注いでいる愛情と動物保護への熱意は、法の世界、たとえば刑法典上の動物虐待罪規定やさまざまな領域の判例の世界にも、はっきりと刻印されている。わたくしはこのことを、日本の事情と比較しつつ、複数の旧稿において詳しく論じた(青木「一九九八a」「一九九八b」「一九九九」)。

しかし、あわせてここでは、フランスを動物保護「先進国」、日本を「後進国」としてのみ捉える単線進化主義的な見解の一面性を指摘し、そういった違いが生じる背景には、法を機能させるための社会的チャンネルの有

無や、より一般的な文化の問題、すなわち、人間の世界と動物の世界の包含関係をめぐる意識の違いがありうることを示唆しておいた(青木「一九九九」三四頁)。私見では、日仏の動物法制の発達度とその活用度の違いは、国民が「動物をどれだけ愛しているか」という基準や、ましてや、「どれだけ文明的(野蛮)か」という尺度だけでは到底理解できず、歴史的に形成されてきた社会構造の違いや、動物をどこまで人間の世界の法律の世界に「組み入れる」べきかをめぐる文化的思惟の相違にまで視野を広げないと、十分な説明がつかない。

この仮説を、「法文化仮説」と名づけることにして、本稿では、ごく最近フランスで成立した「危険動物、徘徊動物および動物保護に関する一九九九年一月六日の法

律第九九一五号」(Loi n° 99-5 du 6 janvier 1999 relative aux animaux dangereux et errants et à la protection des animaux)を素材として、それをさらに検証してみた。なお、以下、この法律を「一九九九年一月六日法」または「新法」と略称する。

二 フランス動物法の新展開

1 一九九九年一月六日法の成立過程

一九九九年一月六日法(J.O. 1999, 327; D. 1999 Législation 123)が制定されるにあたっては、フランス国民議会および元老院の両院とその担当委員会において、一九九八年の春から充実した審議が行われた。

国民議会生産通商委員会(Commission de la Production et des Echanges)のジュール・サール(Georges Sarre)議員の「報告書」(四月八日付)をうけて国民議会本会議での最初の審議が行われたのは、四月二日のことであった。その後、法案は元老院に回付され、五月一三日付の元老院経済計画委員会(Commission des Affaires économiques et du Plan)のドミニク・ブレイ(Dominique Braye)議員の「報告書」および

同日付の元老院立法委員会(Commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale)のリュシアン・ラニエ(Lucien Lanier)議員の手になる「意見」(Avis)をうけて、元老院本会議における審議が、五月一九日に行われている。その後、再三にわたる両院本会議での法案の審議修正、そして最終的に両院の意見が一致しなかった点については、両院合同同数委員会(Commission mixte paritaire)の開催・協議を経て、一九九九年一月六日法はようやく成立した。

両院に最初に提出された、サール、ブレイ両議員の報告書(Sarre [1998]; Braye [1998])は、それぞれフランス官報の頁数にして、一五五頁、二六五頁に及ぶ大部のものであり、それに前述の立法委員会の「意見」(Lanier [1998])や、両院本会議の議事録、さらには各段階での法案なども含めると、同法成立に関して公刊されている議会資料だけでも官報の頁数にして約千頁にも達する。ここから、フランス議会の、動物法に対するなみなみならぬ熱意が感じられる。かつて「動物の保護及び管理に関する法律」が制定された際の、わが国会議事

録の貧弱さと比べると、それはいっそう際立ってみえる。

この事実自体も、前述した「法文化仮説」を検証する有力な素材たりうるが、それはさておき、以下では、国民議会・元老院にそれぞれ最初に提出された、四月八日付のサール報告書、五月一三日付のブレイ報告書、元老院立法委員会の意見、さらには両院本会議の議事録を主に参考にしてつつ、一九九九年一月六日法の狙いとその内容を紹介してゆくことにしよう。(なお、サール議員は同法成立までに都合五回、ブレイ議員は四回にわたって議会に報告書を提出しているが、総論的な議論は、最初の報告書においてのみ詳しく展開されているので、第二報告書以降は相対的に重要度が低い。)

2 フランスの動物事情と一九九九年一月六日法の狙い
①犬猫大国フランス

サール、ブレイ両報告によると、「フランス・アンケート調査会社」(SOFRES)が一九九七年に実施した動物保有数調査では、フランス人の保有する動物は、猫が八四〇万頭、犬が七九〇万頭、魚が二三〇〇万匹、鳥が五八〇万羽、齧歯類が一七〇万頭であった。また同調査

によると、フランスの全世帯の五二パーセントが少なくとも一頭の動物を飼っており、同じく四五パーセントが犬または猫を飼っている。犬および猫の半数は、三人以上の家族で構成される世帯に飼われていることからわかるように、子供がいることが動物を飼うことを決める要因になっているらしい。なお、犬と猫の四〇パーセントは農村部で飼われており(農家では犬または猫の保有率は八一パーセントにのぼる)、パリ都市圏で飼われているのは全体の一〇パーセント程度である(Sarre [1998] p. 7; Braye [1998] pp. 9-12)。

統計資料が整っていない国とは比較しようがないが、この数字は国際的にみてもかなり高いようである。実際、ブレイ報告によると、コンパニオン・アニマルの保有率は、ヨーロッパではフランスがいちばん高いという。それに次ぐのはベルギー、アイルランドであって、この上位三国の犬の保有率が四〇パーセント近いのに対し、ドイツ、オーストリア、スウェーデン、ノルウェーでは、その率は一二パーセントから一五パーセント程度とされている(Braye [1998] p. 9)。

ちなみに、わが国の事情はどうかというと、一九九七

年(平成九年)度に狂犬病予防法にもとづく登録がなされた犬は、五〇七万頭あまりであるが、その登録率は十分なものとは言いがたく、実際にはこの二倍程度の数の犬がいると推定されている(ペットフード工業会の推定では平成九年の犬の飼育頭数は、約一〇四万頭あまり)。一方、猫の総数については、一部の市町村を除いては公的な登録制度もなく、信頼できる数字は存在しないようである。なお、上述のペットフード工業会の実態調査によると、わが国の家庭における犬の飼育率は一九・七パーセント、猫はいわゆる「内猫」に限れば四・六パーセントとされている。

わが国に一千万頭を超える犬がいるとすれば、これはフランスを凌ぐものであるが、フランスの人口がわが国の約半分であることを考慮すると、フランスはやはり相当の「犬猫大国」だと評価してよからう。

②危険犬の急増とその対策

さて、これだけ犬猫の数が多くなると、それをめぐるトラブルもまた多くなる。フランスでは従来から人や動物に咬みついて獣医の衛生観察に付される犬の数が毎年

約一万七千頭にのぼっていたが、最近では都市部の若者を中心に、飼い主の攻撃性のシンボルとして、暴力的な威勢誇示のためにピットブルをはじめとする犖犖な犬を飼う者が増え、そのために市民の不安感が著しく高まっていた。

サール報告書によると、現在、フランスには、二万頭から四万頭のピットブルがいるという(Sarre [1998] p. 8)。ピットブル、ロットワイラー、ドゴ・アルヘンティノー、アメリカン・スタフォードシャーといった(潜在的に)危険な犬が急速に増えはじめたのは、九〇年代の初頭のことであるが、この問題を「新しい暴力形態の出現」と表現し、それに対する危機感をあらわにした元老院立法委員会の「意見」のなかでは、ピットブルの数は九八年には九三年当時の百倍にも達している指摘されている(Lanier [1998] p. 12)。メディアによって「ピットブル現象」と名付けられたこの事態は、現実には被害を惹起している。元老院委員会の「意見」の冒頭に述べられている実例を借用すると、一九九七年八月にはヴィユピント(Villepinot)で八三歳の退職男性が二頭のピットブルに襲われ重傷を負った。同じ頃、ジュヌ

ヴィリエ (Gennevillier) の動物保護施設 (refuge) に白昼強盗が入り、管理人を襲って数頭のピットブルを奪い去った。また、九八年三月には、シャンゼリゼ通りで未成年の飼い主がロットワイラーの口輪を外した途端、その犬が警官を襲ったなどなど。同「意見」は、このような事態を前に、「もはやこのような新聞ネタの発生を許してはならず、強力な法的対応を速やかにとるべき時が来た」と強調している (Lanier [1998] p. 7)。

危険犬の急増に対しては、一九九九年一月六日法の制定以前に、市町村の長の命令によって対処しようとした自治体もあった。たとえば、エピネイ・シュル・セーヌの市長は、一九九四年に、「エピネイ・シュル・セーヌの領域内における、アメリカン・スタフォードシャー、ブルテリア及びピットブルの繁殖、所有、保有及び通行を厳しく禁じる」という命令を出したが、この命令はパリ控訴院一九九六年一月一七日判決によって、違法だとされてしまった。裁判所の判断は、「一つまたは複数の犬種を所有することについてのこのような全面的・一般的禁止は、あきらかに市長の警察権の範囲を逸脱している」というものであった。類似の判断は、シャロン・

シュル・マルヌの行政裁判所でも下され、そこでは自治体領域内におけるピットブルとロットワイラーの通行を禁じた首長の命令が無効とされた (Lanier [1998] p. 12)。こうなると、司法の後ろ盾をえるためには、もはや国の立法によって市町村長に強い警察権を与えるしかない。

また、集合住宅などの賃貸住宅では、貸主が借主に對しそのような危険犬の飼育を契約 (規約) によって禁止することが考えられる。しかし、ここで問題になるのが、一九七〇年七月九日の法律 (D. 1970 Législation 181) である。じつは、同法第一〇条は、「なじみのある動物 (animal familier) に関するかぎり、住居内で動物を保有することを禁止するいかなる約定も、書かれていないものとみなす。ただし、その保有が建物や住人に被害を及ぼさない場合にかぎる。」としている。原則として住居内での動物飼育を禁止できないとは、ペット大国の面目躍如たる規定だが、いざ危険犬の飼育を制限しようとなると、この規定がどうにも邪魔になる。この不都合を回避するため、国の立法措置がまたれるところであつた。

さらに、そのようなフランスの国内事情にくわえ、国際環境もまた法制定を促進した。危険犬の激増は、じつはフランスだけの問題ではなく、ヨーロッパ諸国がひどく悩んでいる問題であった。たとえばオランダでは、一九八五年当時五千頭だったピットブルが一九九〇年には一万頭に増えている。その数はオランダの犬の総数の〇・五パーセントにすぎないが、惹起した事故の件数からいうと、ピットブルによるものが五パーセントに達した。

そのような状況に対処するため、デンマーク、オランダ、イギリスの各国では、すでに九〇年代の前半に、危険犬を規制する法令を制定しており、それらがフランスの法改正においても参考にされた(Sarre [1998] pp. 120-124)。

デンマークでは、一九九一年の司法省令で、ピットブル、土佐犬、そしてそれらの混血種の保有を禁止した。すでに保有する者には、登録、識別用入れ墨、去勢・不妊手術、一五歳以上の者による統御、外出時の引き綱と口輪の装着などを義務づけた。違反した場合は飼い主に拘禁刑または罰金が科され、犬は殺処分される。オランダ

では、危険犬対策のために設立された委員会が、危険犬を三カテゴリーに分類し、それぞれに応じた規制を導入すべきことを提案した。第一カテゴリーは、ピットブルならびにそれと同様の危険性をもつ犬種(識別、登録、一・五メートル未満の引き綱と口輪の装着を強制、繁殖禁止)、第二カテゴリーは、防衛訓練をしていない危険犬または公認されていない危険犬種(入れ墨、登録)、第三カテゴリーは、上記の二つのカテゴリーには属さないが攻撃性をもつにいたった犬(識別、登録)。結局、

一九九二年九月二四日法では、これらのうちピットブルにだけ限定した対策がとられることになり、以後オランダでは登録されていないピットブルの保有、同犬種の繁殖そして売買が禁止された。イギリスでは、一九九一年七月二五日に「危険犬法」(Dangerous Dogs Act 1991)が制定され、ピットブル、土佐犬、その他の闘争用犬種について、繁殖、売買、交換、贈与、遺棄、公共の場所で行き綱と口輪を装着しないことなどを禁止した。これらに対する違反には、六月未満の拘禁刑または罰金が科され、統制が不適切でそれらの犬が人を傷害した場合には、二年未満の拘禁刑までを科すことができる。こ

これらの犯罪が成立した場合には、裁判所は犬の殺処分を命じることができる。

後述するフランスの一九九九年一月六日法の内容は、このような近隣諸国の立法に歩調を合わせたものとなっている。サール報告書は、法案の主要な目的を三つ挙げているが、それらは、それぞれ、①危険犬種（ピットブルや土佐犬）の輸入・繁殖・売買などを禁止することにより、フランス国土からそれらをすみやかに排除すること、②その他市民の安全に危険となりうるような種について、さまざまな義務（保有の届出、入れ墨、損害賠償保険への加入、予防接種、引き綱と口輪の装着）を課すことにより、飼い主に責任をもたせつつ、そういった種の保有を枠付けること、③犯罪によって没収されたり飼いに捨てられたりした危険犬があふれ、もはや対処できなくなっている収容施設や保護施設の機能状況を改善すること、というものであった (Sarre [1998] p. 16)。

③ 徘徊動物対策

サール報告のいう法案の主要目的の第三に関連することだが、危険犬のみならず飼育される動物の数が多くな

ると、迷ったり捨てられたりして徘徊する犬猫の問題が出てくる。とくに、フランスでは、毎年バカンスの季節に膨大な数のペットが捨てられることは、わが国でも報道されることがある。

また、狂犬病汚染地域が存在するフランスにおいては、こういった徘徊動物に対する公衆衛生の見地からの危機意識が、わが国よりはるかに高いようである。一九九八年四月二二日の農業大臣のアレテ (J. O. 1998. 6999) によると、フランスで狂犬病汚染地域と公的に宣言されているのは、エヌ (Aisne) 、『アルデンヌ (Ardennes) 』、『オーブ (Aube) 』、『ドゥ (Doubs) 』、『マルヌ (Marne) 』、『オート・マルヌ (Haute-Marne) 』、『ムルト・エ・モーゼル (Meurthe-et-Moselle) 』、『ムーズ (Meuse) 』、『モーゼル (Moselle) 』、『ノール (Nord) 』、『バス・ラン (Bas-Rhin) 』、『オー・ラン (Haut-Rhin) 』、『オート・ソーヌ (Haute-Saône) 』、『ヴォージュ (Vosges) 』、『テリトワール・ドゥ・ベルフォール (Territoire de Belfort) 』の十五県である。これらは、すべてベルギー、ドイツ、スイスとの国境に近い北東部の県であるが、一九九八年六月八日の農業大臣のアレテ (J. O. 1998. 8763) により、南仏に位

置するガール(Garc)県がさらに付け加えられた。フランス本土の県の数は全部で九五あるので、今なお二割弱の県で狂犬病の発生をみていることになる。

フランスにおける徘徊犬猫の数はどうかというところ、収容施設(Fourrière)に運び込まれる犬猫は、例年一四万頭(うち約三分の二が大である)近くに達する。このほかに、動物保護団体のもとに遺棄されていく犬猫が平均して年間一〇万頭程度いるので、それもあわせると毎年二四万頭程度の動物が収容・保護されていることになる。有償取引や保護団体による無償譲渡の対象になる犬猫はすべて入れ墨などの方法により識別されるべきことを規定する農事法典(Code Rural)第二七六―二七七条の效果もあって、現在、保護された犬の約三分の一、猫は約九分の一が飼い主に返還されている(Sarte [1998] pp. 11-12)。ちなみに厚生省の調べによると、平成九年度にわが国で抑留された徘徊犬の頭数は二〇五六七五頭、うち返還されたのは一五六三八頭なので、フランスの返還率はわが国と比べて著しく高い。しかし、それでもなお、収容・保護施設は遺棄・保護された犬猫であふれ、一九九六年にはついに、フランス最大の動物保護団体

「動物保護協会」(SPA)がジュヌヌヴィリエの保護施設への新規受け入れを一時停止した。

一九九九年一月六日法は、このような現実をふまえ、徘徊防止の方策、徘徊動物の収容条件、動物識別の方法、野良猫繁殖の防止策を規定する。

④動物保護規定の充実

さらに新法は、コンパニオン・アニマルの繁殖・売買の条件、動物の輸送についての規制、動物保護のための検査体制、さらには刑法上の動物に対する残虐行為罪の罰則の強化・多様化を規定し、動物保護のさらなる充実を図っている。

⑤動物の民法上の位置づけの変化

新法はまた、民法典上の「用途による不動産」(immeuble par destination)「性質による動産」(meuble par nature)の定義規定の文言に改正を加え、「動物および物(物体)」が「用途による不動産」「性質による動産」となりうる条件を定めた。従来の規定形式は、「用途による不動産」となりうるのは「物」であって、一定

の動物もまたそれに含まれるとする一方で、「性質による動産」については「自力で移動する動物のような物体」もそれにあたるとしていた。論理的には、これらの規定は、動物を「物」(objet)や「物体」(corps)の下位概念として規定していたことになる。今回の改正は、

単なる字句上の修正なので、これによって動物の実際上の取扱いが変わるわけではないが、民法典上、「動物」を「物」や「物体」とはっきり区別し、両者を併記する規定形式をわざわざ採用したことが、理論的には重要である。すでにフランスでも、九〇年代初頭に全面改正された刑法典の編別上は、動物を「財物」と明確に区別していた(青木「一九九八b」二〇六頁)。さらにすすんで、民法典上も動物を「物」(chose)と区別せよとの主張(Antoine [1994]など)をうけた今回の改正は、「動物は物ではない」と民法典にいち早く明記したオーストリアやドイツの驥尾に付すものである。

3 一九九九年一月六日法の内容

一九九九年一月六日法は、①危険動物および徘徊動物、②コンパニオン・アニマルの売買と保有、③動物の輸送、

④検査の執行、⑤諸規定、とそれぞれ題された五章からなるので、以下この順序にしたがって主要な条文とその要点を紹介する。

①危険動物および徘徊動物

まずは、第一条により、農事法典の第二十一条が次のように改正された。

ある動物が、その管理の仕方を勘案して、人間または家畜に対して危険となりうる場合は、市町村長はみずから、または、利害関係人の要求により、その動物の所有者または管理者に対し、危険を予防する措置をとることを命じることができる。所有者または管理者が命令された措置をとらない場合、市町村長はアレテによって、動物をその受け入れおよび監守に適した留置場所に收容することができる。その費用は、動物の所有者または管理者の負担とする。満八労働日(青木注・休日祭日を除いた平日を「労働日」と称する)の留置期間が満了しても、所有者または管理者が命じられた措置の実施について全面的な保証を示さないときは、市町村長は、獣医局の委任をうけた獣医の意見を聴いたのち、その留置場所の管

理人に対し、当該動物を安楽死させることを許可し、または、所定の条件のもとで動物を処分することを許可する。動物の所有者または管理者は、本条規定の措置がとられる前に、意見を述べるよう求められる。緊急の場合は、この方式をふむ必要はなく、市町村長の権限は県知事によって行使されうる。かくして市町村長の強力な警察権限が法律上に明記された。

第二条は、農事法典の第二一一一条から第二一一九条までをあらたに創設し、危険犬対策に関する新機軸をさらに示す。

そこではまず、特別な措置の対象となりうる「危険犬」を、①第一カテゴリー「攻撃犬」(Les chiens d'attaque)と、②第二カテゴリー「番犬・防衛犬」(Les chiens de garde et de défense)に二分する。どのような犬種がそれに属するかは、内務大臣と農業大臣の連名アレテ(後掲【付記二】を参照)で定める(第二一一一条)。

一八歳未満の者、後見下にある成人、一定の犯罪を犯した者、そして第二一一一条の適用を受けて犬を剝奪された者は、原則として危険犬を保有することはできず、そ

の禁止に違反すると三月の拘禁刑ならびに二万五千フランの罰金が科される(第二一一二条)。

それ以外の者が危険犬を保有するときには、市町村長に対して届出を行う。届出の際、①第二七六一二条所定の識別、②狂犬病の予防注射の有効期間内であること、③第一カテゴリーの犬(攻撃犬)については去勢・不妊手術済みである獣医の証明、④損害賠償保険への加入を証明する書類がすべて添付されていれば、市町村長は届出受理証を交付する。これらの四条件は、届出後も常時満たしていなければならない(第二一一三条)。

フランス国内で、第一カテゴリーに属する犬につき、その取得、市長の警察権や司法権などによって収容された動物を譲渡する場合を除く有償・無償譲渡、輸入または持込みは禁止される。第一カテゴリーに属する犬の去勢・不妊手術は義務的であり、それに対しては獣医の証明書が交付される。これらに対する違反には、六月の拘禁刑または一〇万フランの罰金が科されるが、自然人に対してはさらに、一定の条件のもと、犬の没収や最長三年間の職業活動・社会活動の禁止が付加刑として科される(第二一一四条)。

第一カテゴリーに属する犬を公共輸送機関、公道以外の公共の場所、および公衆に開放された場所に立ち入らせることは禁止される。集合住宅の共用部分にそれらの犬を留置することも同じく禁止される。公道上、集合住宅の共用部分では、第一または第二カテゴリーに属する犬は、口輪をつけ成人が引き綱を持たねばならない。公共の場所、公衆に開放された場所および公共輸送機関の中での、第二カテゴリーの犬についても同様である。所有する建物内の住居のひとつにいる犬が危険である場合は、賃貸人または共有者は、市町村長に対して訴え出ることが出来る。市町村長は、必要と判断したときは、第二―一条所定の措置をとることが出来る(第二―一―五条)。

犬に咬みつき訓練を施すことは、農業大臣に認可された団体による犬の選別活動、監視、警護、現金輸送活動の枠内でのみ許される。当該能力を証明する証書を有する訓練者のみが、犬に咬みつき訓練を施す活動をするこゝとができ、その訓練用の物や材料を入手することが出来る。犬の選別活動の責任者も同様である。能力証明書は、申請者のうちその職業適性をもつ者に対し、行政当局が

交付する。能力証明書を持たぬ者が、有償・無償で咬みつき訓練用の物や材料を入手することは禁じられる。能力証明書は、あらゆる譲渡に先立ち、売り主に対して提示されなければならない。その譲渡は、売り主や譲渡人が持つ特別な記録簿に記録され、記録簿は警察・行政当局の請求により閲覧利用される。所定の活動以外に犬に咬みつき訓練を施しもしくは施させること、または、所定の活動以外に咬みつき訓練を施した犬を使う行為に対しては、六月の拘禁刑および五万フランの罰金にくわえ犬の没収という付加刑が科される。自然人が所定の能力証明書なしに犬に咬みつき訓練を施す行為は、六月の拘禁刑および五万フランの罰金および犬ならびに訓練に使われた物や材料の没収という付加刑が科される。所定の能力証明書を持たぬ者に対し、咬みつき訓練用の物や材料を売却または譲渡する行為には、六月の拘禁刑および五万フランの罰金に加え、売却・譲渡用の物や材料の没収という付加刑が科される(第二―一―六条)。

第二―一―二条から第二―一―六条までの規定は、犬を使う国家警察、軍、憲兵隊、税関、公的救助機関には適用がなく(第二―一―七条)、第二―一―三条および

第二一―五条の規定に違反したときは、刑事訴訟法所定の反則金 (amende forfaitaire) についての規定が適用される(第二一―八条)。

新法の第三条は、「なじみのある動物」を住居内で飼うことを禁止できないとする前述の一九七〇年七月九日法第一〇条に、「農事法典第二一―一条所定の第一カテゴリーに属する犬の保有を禁止する約定は、適法である。」という一項を付け加えた。この立法により、以後、集合住宅などの賃貸契約(規約)上、攻撃犬に分類される犬種の飼育を、全面的に禁止してもよいことになった。

第五条は、農事法典第二一―一条を補う。それによると、市町村長は、飼い慣らされ、または捕獲された野生種の動物が徘徊しているのが発見され、市町村内で捕獲されたとき、その動物を市町村長の指定する保管場所に引致するよう命じる。所有者、賃借人、受託者、分益小作人は、保管者から逃げ、または保管者が放した、飼い慣らされまたは捕獲された野生種の動物を、自己の使用する所有地の中で自ら捕まえ、または警察・軍の役人に捕まえさせることができる。捕まえられた動物は、市町村長の指定する保管場所に引致され、必要があれば所

有者または管理者の料金負担で留置される。保管場所でも八労働日が経過してもなお、動物が捕獲された市町村の長のもとに所有者からの請求が無い場合は、それは遺棄されたものとみなされ、市町村長は、それを譲渡し、または獣医の意見に従って安楽死させることができる。

第六条は、農事法典二一―三条を改正する。新規定によると、市町村長は、犬猫の徘徊を防ぐのに適したあらゆる措置をとる。市町村長は、それらの動物に引き綱をつけることや犬に口輪をつけることを命じることができる。市町村長は、徘徊犬猫や市町村の領域内で捕まえられたすべての犬猫を、収容施設に引致するよう命じ、それらは、第二一―三―四条および第二一―三―五条に定める期間保管される。所有者、賃借人、受託者、分益小作人は、飼い主が放した犬猫を、自己の使用する所有地の中で捕まえ、または警察・軍の役人に捕まえさせることができる。捕まえた動物は収容施設に引致する。

第八条では、農事法典第二一―三―三条から第二一―三―六条までが挿入される。

各市町村は、徘徊状態・放置状態でみつかった犬猫を受け容れ、第二一―三―四条および第二一―三―五条所定の

期間保管するのに適当な市町村立收容施設または当該市町村の同意のうえで他の市町村の領域内に設立した收容施設を使用しなければならぬ。各收容施設は、各市町村の必要に応じた收容能力をもたねばならない。收容施設内における、第二一四条所定の伝染病の監視は、收容施設の管理人によって指名された獣医によってなされる。動物の所有者は、收容施設の費用を支払わぬかぎり、動物を取り戻すことはできない。所有者が費用を支払わない場合は反則金が課される(第二一三—三三条)。

收容施設に入れられた犬猫が識別されたとき、收容施設の管理人は、可及的速やかにその動物の飼い主をさがす。狂犬病汚染地域と公的に宣言されている県においては、狂犬病の予防接種済みの犬だけが、所有者に返還される。満八労働日が経過した後、所有者がなおその動物の返還を請求しないときは、その動物は遺棄されたものとみなされ、收容施設の管理人の所有物となる。以後管理人は、下記の条件のもとで、その動物を処分することができる。すなわち、狂犬病に汚染されていない県においては、收容施設の管理人は、收容施設の收容能力の範囲内で、当該動物を飼っておくことができる。獣医の意

見に従い、保護施設をもつ動物保護財団・協会(そのような財団・協会のみが、動物の新しい飼い主をさがす権限をもつ)に対し、無償でその動物を譲渡することができる。この贈与が行われるのは、受贈者が獣医による動物の監視に関わる諸条件を遵守できる場合だけである。管理期間が経過した後、獣医が必要性をみとめた場合、收容施設の管理人は当該動物を安楽死させる。狂犬病汚染県においては、管理期間経過後、所有者に返還されなかった動物は安楽死させる(第二一三—四四条)。

狂犬病に汚染されていない県においては、收容施設に收容された犬猫が識別できないときは、その動物は満八労働日の間保管される。第二七六—二七九条に従って識別しないかぎり、動物は所有者に返還できない。識別のための費用は、所有者の負担とする。もしこの期間の経過後も、所有者からその動物の返還請求がない場合は、その動物は遺棄されたものとみなされ、收容施設の管理人の所有物になる。管理人は、第二一三—四四条と同じ条件のもとで、動物を処分することができる。狂犬病汚染県においては、收容施設に受け入れた犬猫で識別できないものは、安楽死させる(第二一三—五五条)。

市町村長は、アレテにより、みずからすすんで、または動物保護団体の求めにより、識別できない猫、所有者・管理者がわからない猫で、市町村の公共の場に群れをなしている猫を捕獲し、それらの猫に去勢・不妊手術を施し、第二七六―二条に従って識別し、そのうえでどの場所に放すことができる。これらの猫の管理、衛生検査、第二―一条の管理条件は、市町村の代表者および前項所定の動物保護団体の責任のもとに置かれる。これらの規定は、原則として狂犬病に汚染されていない県にのみ適用がある(第二―一三―六条)。

ここまではすべて農事法典の改正に関わるものであったが、新法第九条は、刑事訴訟法典第九九条の後に次のような内容の第九九―一条を挿入した。

司法手続または農事法典二八三―五条にいう検査の間に、どのような理由であれ、生きた動物の差押えや剝奪が行われたときは、犯罪地の大審裁判所付共和国検事、または、提訴を受けた予審判事は、裁決が下されるまで、指定された保管場所に動物を留置することができる。留置の条件がその動物を危険なものとし、またはその動物の健康に危険を及ぼすときは、提訴を受けた予審判事ま

たは大審裁判所の長または大審裁判所の長の委任を受けた裁判官は、共和国検事の請求により、獣医の意見を聴取して出される理由付命令により、当該動物を第三者に有償譲渡もしくは寄託しまたは安楽死させることを命じることができる。この命令は、所有者が判明しているときは所有者に通知され、所有者はこの命令に対して、管轄控訴院の第一裁判長またはそれによって指名された裁判官に異議を申し立てることができる。それが予審判事の命令であるときは、所定の条件で弾劾部に対して異議申立てが可能である。動物の売却の収益は五年間供託される。差押えをおこなった司法機関が、免訴または無罪の決定を下したときは、売却の収益は、差押え当時の動物の所有者から請求があれば、その所有者に返却される。動物が第三者に寄託されていた場合は、その所有者は前述の裁判官に対し、動物返還の請求をすることができる。管理場所における動物の管理費用は、支払い免除請求を受けた裁判官または本案判決をした裁判所が反対の決定をしないかぎり、所有者の負担となる。免訴または無罪の判決の場合も、費用の支払いは免除されうる。

② コンパニオン・アニマルの売買と保有

新法第一二条は、農事法典第二七六―二条を次のように改正する。あらゆる犬猫は、有償・無償の譲渡に先立ち、農業大臣の承認した方式により識別される。生後四月以上の犬猫で一九九九年一月六日法の審署後に生まれた犬猫についても同様である。識別は、譲渡人の負担で行う。狂犬病に汚染されていると公的に宣言されている県においては、識別はあらゆる肉食家畜について行う義務がある。

第一三条は農事法典第二七六―三条を改正する。その結果、収容施設または保護施設の経営、犬猫の繁殖、商業的な売買、通過、管理、教育、訓練、公衆への展示といった活動は、①知事への届出の対象になり、②それらの動物に対し、衛生ならびに動物保護に関する規則に合致した設備を配置し、それを使用しなければならず、③動物と直接に接する人の少なくとも一人が、動物の生物学的・生理学的・行動学的要求と動物の手入れについての知識を保証する能力証明書をもたぬかぎり、行うことができないうことになった。能力証明書は、申請者の知識と学歴とりわけ卒業証明書と最低三年の職業経験を考慮

して、行政当局が発行する。商業目的で犬猫以外のコンパニオン・アニマルを売買し、公衆に展示する活動も同様であり、犬猫の手入れをする施設についても、②と③が適用される。また、所定の活動を行うことなく、離乳した犬を九頭を超えて保有している者は、衛生ならびに動物保護に関する規則に合致した設備を配置し、使用しなければならぬ。公益性を承認された動物保護協会および動物保護財団のみが、十分な資力のない人の動物に対して、無償で獣医学的措置を行う施設を経営することができる。当該施設の経営は県知事に届け出なければならぬ。

第一五条は、次のような農事法典第二七六―四条を挿入する。犬猫およびその他コンパニオン・アニマルを、とくに動物用に関催されたのではない縁日、市、古物店、展示会、または行事において、有償・無償で譲渡することは禁止される。県知事は、非定住の動物商に対し、特定の場所で、特定のあらかじめ決められた期間に制限されて行われる特定の売買については、とくに動物用ではない場所で行われるものであっても、例外的な許可を与えることができる。展示会またはその他コンパニオン・

アニマルのための行事の主催者は、あらかじめ県知事に届出をし、当該行事の際には、衛生ならびに動物保護に関する規則に応じた設備がなされ、それが使用されるよう監視する義務がある。

第一六条は、農事法典第二七六―五条を挿入する。コンパニオン・アニマルの売買や動物保護団体による譲渡の際は、取得者に対する引き渡しの際に、①譲渡証明書、②当該動物の特性と欲求また必要な場合は訓練の助言を含む情報が書かれた書類、の二つを交付しなければならぬ。生後八週を超える犬猫のみが有償譲渡の対象にならない。また、農業大臣の承認した一定種の犬猫だけを、当該種に属するものと表示できる。犬猫の譲渡広告には、その媒体を問わず、一定の記載事項(業者番号、動物の識別番号、動物の年齢など)が要求される。

第一七条は、農事法典第二七六―六条の後に第二七六―七条を挿入し、第二七六―四条、第二七六―五条ならびに第二七六―六条の犯罪を捜査できる者の資格を定める。

第一八条は、農事法典第二七六―八条から第二七六―一二条までを挿入する。

所定の係官が、第二七六―三条およびその適用のための規制、伝染病についての衛生警察、生きた動物の市町村間の通商または輸入・輸出に関する規制、薬局、獣医外科、獣医内科に関する規則への違反を証明したときは、県知事はただちに関係者に対し、自ら設定する期間内にこれらの義務を満たすよう命じ、その期間内に意見を申し立てるよう関係者に促す。県知事は、また、一時的または確定的に、能力証明書を停止しまたは剥奪することができぬ。もし、この期間の満了後もなおこれらの命令に従わないときは、県知事は、営業者が知事の命令に従うまで、問題の活動を停止するよう命じることができぬ。活動停止期間中も、関係者は、保有している動物の世話をしなければならない(第二七六―八条)。

保護施設または収容施設を管理している者、または、第二七六―三条所定の活動を行う者が、第二七六―八条の催告を無視する行為、同上の者が第二七六―三条に規定された届出をしないこと、衛生および動物の保護のための規則に適合した設備をせず、またはそれを使用しないこと、能力証明書をもちないこと、または、活動を行う場所で、動物に接する者のすくなくとも一人が能力証

明書をもつことを確保しないこと、さらには、第二七六一三条所定の離乳した犬を九頭を超えて保有する者が、第二七六一八条の催告にもかかわらず、衛生および動物保護のための規則に適合した設備をしないこと、これらにはいずれも五万フランの罰金が科される。これらの犯罪で有罪とされた自然人に対する付加刑として、宣告された判決の揭示・公告がなされるほか、法人の刑事責任も問える。法人に対する刑罰は、二五万フランの罰金と判決の揭示・公告である(第二七六一九条)。

コンパニオン・アニマルを売買、手入れ、通過、管理、教育、訓練、または公衆に対して展示する施設、収容施設、保護施設、繁殖施設を経営する者が、必要なく、その管理下にある動物を虐待し、または虐待させた場合は、六月の拘禁刑および五万フランの罰金に処す。営業者には職業活動・社会活動の禁止という付加刑が科される。本条の規定する犯罪については、法人の刑事責任も問える。法人に対する刑罰は、二五万フランの罰金と無期または五年以下の事業所閉鎖である(第二七六一〇条)。また、第二七六一一条から第二七六一八条までの規定違反には反則金が課される(第二七六一一条)。

③ 動物の輸送

新法第一九条は、農事法典第二七七条を次のように改正する。営利目的で、自己または第三者の計算において、生きた動物の輸送を行う者は、県知事の権限のもとに置かれた獣医局の認定証を受けなければならない。獣医局は、申請者が現行の技術・衛生規則ならびに職員の養成に関する規則を遵守して輸送を行うことができることを認定する。認定証を受けずに動物を輸送する行為は、六月の拘禁刑および五万フランの罰金に処す。本条の規定する犯罪については、法人の刑事責任も問える。法人に対する刑罰は、二五万フランの罰金である。

④ 検査の執行

第二〇条は検査の執行につき、農事法典の第二八三―五条を次のように規定する。第二七六条から第二八三条までに定められた動物保護のための措置の執行にともなう査察、検査、介入を行うため、所定の公務員・係官は、次のことができる。①八時から二〇時までの間に、または、公衆の立ち入りが許されていたり問題の活動が行わ

れている最中であればその時間以外にも、住居に使用されている場所を除き動物のいる場所・設備に立ち入ること。②検査の最中にその自動車が発業目的で使用されている場合を除き、昼夜を問わず、動物の輸送に使われる自動車を開扉しまたは開扉させ、その中に入ること。自動車の検査が、日没から日の出までの時間に、国境の検査所以外の場所で行われる場合は、当該公務員・係官は、司法警察員または司法警察補助員を伴っていなければならない。③動物の生命に危険が及んでいる場合に、司法警察員または司法警察補助員の面前で、炎天下駐車してある自動車を開扉すること。④みずからの使命の遂行に必要な情報を取り寄せ、またはその場で収集し、複写すること。検査の最中に、家畜または飼い慣らされもしくは捕獲された野生動物が虐待の対象になっていることが判明したときは、所定の公務員・係官は、調書を作成し共和国検事へ送付する。緊急の場合は、これら公務員・係官は、動物の剥奪を命じ、その動物を、判決があるまで動物保護財団または協会に寄託することができる。所定の公務員・係官は、国境検査所における検査の際、昼夜を問わず、動物の殺処分、退去、即座の荷下ろし、宿

泊、給水、給餌、休息を、みずから行い、または行わせることができる。その費用は、所有者、受取人、輸入者、輸出者などが負担する。

検査官の職務を妨害する行為に対しては、六月の拘禁刑および五万フランの罰金が科される(新法第二条。農事法典二八三―七条)。

⑤諸規定

第二条は、動物に対する残虐行為を規定する刑法第五二―一条の最初の三項を次の二項に置き換える。

公然であると否とを問わず、家畜、飼い慣らされた動物または捕獲された動物に対して、重大な虐待または残虐行為を行う者は、二年の拘禁刑および二〇万フランの罰金に処す(第一項)。裁判所は付加刑として、確定的または一時的に動物の飼育禁止を命じることができる(第二項)。これによって同罪の刑罰は、一気に四倍(改正前は六月の拘禁刑と罰金五万フラン)に引き上げられ、付加刑として「飼育禁止」があらたに規定された。

第二四条と第二五条は、それぞれ、民法典五二四条第一項の「用途による不動産」の規定と、同五二八条の

「性質による動産」の定義規定に修正を加える。その結果、民法典第五二四条第一項は、「土地所有者が、その便益または利用のために土地に置いた動物および物は、用途による不動産である。」、第五二八条は、「自力で移動するのと、他力によってしか移動できないのとの間わず、場所を移動しうる動物および物は、性質による動産である。」と規定された。

なお、農事法典の第二一一二条、第二一一三条、第二七七条の全部と第二七六一三条の一部（動物取扱者への能力証明書交付）については本法審署後六月後に、第二一一六条の全部と第二一一四条の一部（攻撃犬に対する去勢・不妊手術の強制と獣医による証明）は審署の一年後に発効する（第三〇条）。

三 動物法をめぐる「法文化仮説」

以上紹介したように、一九九九年一月六日法は、動物に関する規定を多数含む農事法典に改変を加えるのみならず、刑事訴訟法典、刑法典さらには民法典といった重要法典までも一部改正する幅広い内容を含んだ法律であった。現在、わが国では「動物の保護及び管理に関する

法律」の改正論議が進行しているので、とりわけこの時期にフランス動物法の現状を伝えることは、それ自体有益なことであろう。しかし、本稿の主たる意図は、フランスの法制度の詳細につきその当否を問うことではなく、むしろもっと大きな議論のための素材を提供することにあった。つまり、本稿の結論はこうである。

一九九九年一月六日法に見て取れるように、日本と比較して動物「保護」法がたいそう充実しているフランスでは、同時に、法律による動物の「管理」もまた厳しい。動物の繁殖・訓練・売買・輸送・飼育といった様々な段階において、刑罰に裏打ちされた細かな法規制が整備され、動物の取扱いに関わる者に重い責任が課されると同時に、狂犬病や咬傷被害等の防止など市民的安全を確保するためには、動物の収容や殺処分が果断に命じられる。もとより動物の「管理」は、長い目でみればその「保護」につながる側面をもつとはいえ、そこには、動物に対する同情心だけではとうてい説明できない峻厳な法の姿がある。結局、フランス法においては、動物自身のためにする「保護」も、社会のためにする「管理」も、同じように一大事なのである。一九九九年一月六日法は、

ペットのことを「アニマル・ドゥ・コンパニー」(animal de compagnie 本稿では「コンパニオン・アニマル」とした)と称している。そこからもうかがえるように、人間の「仲間」、「愛すべき存在としての動物」をどのように社会に受け容れるかに法は大いなる関心をもっている。それと同時に、「危険な存在としての動物」「迷惑な存在としての動物」を、いかに管理または排除していくかも、これまた法の重大関心事である。その他、さしあたり本稿でとりあげた一九九九年一月六日法の規定とは関係が薄い、盲導犬・介助犬・聴導犬といった障害者の人権に関わる動物の法律上の扱いも、同法の準備段階の議会資料においては、重要な法的課題として認識されている(Braye [1998] pp. 29-31)。このような、動物のもつ多様な側面、多様な機能のそれぞれに応じて、綿密に法を整備していこうとするフランスの(そしておそらくは欧米世界一般に共通の)姿勢と、動物の問題にさほどコミットしない日本法との相違は、愛護先進国(文明国)であるか否かというよりも、動物の問題をどこまで人間世界の法律に組み入れるべきかについての文化的思维的の違いに由来すると考える「法文化仮説」によ

って、よりよく説明されるであろう。しかし、そうは言っても、この仮説の内容がまだ漠然としていることは認めざるをえない。たとえば、フランスの新法が、一定の犬種を「機能」により攻撃犬・番犬・防衛犬と分類するその深層には、犬をなによりも人間生活の「道具」として理解する心性が潜み、厳しい動物管理には、都市の長い伝統に培われた公共性の自覚が反映しているようにもおもえるが、法にあらわれた文化構造を具体的に説得的に説明するためには、さらなる研究が必要である。

なお、右の結論は、わが国で現在進行中の動物保護法改正や将来の動物関連立法につき、特定の態度をとるべきことを主張するものではない。「法文化仮説」の妥当性の問題と、ある法文化についての価値評価は、別次元の問題である。

【引用文献】

青木人志「一九九八a」「動物愛護と伝統の狭間―フランス刑法における闘牛の扱い」『一橋論叢』第一一九巻一号一六頁。

——「一九九八b」「動物虐待罪の日仏比較法文化論」『法学研究』(一橋大学研究年報)第三二号一四一頁。

——「一九九九」 「動物に法人格は認められるか」比較法文化論的考察』『一橋論叢』第一二二卷一七頁。

Antoine (Suzanne) [1994] "Un animal est-il une chose?", *Gazette du Palais* 1994 Doctrine 594.

Braye [1998] *Rapport fait au nom de la commission des Affaires économiques et du Plan par M. Dominique BRAYE*, Sénat n° 429

Lanier [1998] *Avis présenté au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale par M. Lucien LANIER*, Sénat n° 431.

Sarre [1998] *Rapport fait au nom de la commission de la Production et des Echanges par M. Georges SARRE*, Assemblée Nationale n° 826.

【付記】 本稿作成の資料収集にあたり、山口千津子獣医師(日本動物福祉協会)の御協力をえた。

【付記二】 本稿脱稿後の一九九九年四月二七日、内務大臣と農業大臣の連名アレテが出され、農事法典第二一一一条にいう第一カテゴリー(攻撃犬)、第二カテゴリー(番犬・防衛犬)に該当する犬種が、それぞれ定められた。それによると、第一カテゴリーに属するのは、いずれも農業大臣により正式な犬種として認められていないが、形態上スタフォードシャーテリアまたはアメリカンスタフォードシャーテリアと同視しうる「ピットブル」、形態上マスタフと同視しうる「ボーアブル」、形態上土佐犬と同視できる犬。第二カテゴリーに属するのは、スタフォードシャーテリア、アメリカンスタフォードシャーテリア、ロットワイラー、土佐犬、ならばに、農業大臣により正式な犬種と認められていないが形態上ロットワイラーと同視しうる犬とされた。(J. O. 30 Avril 1999, p. 6499)

(一橋大学助教授)